



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県経営戦略部  
総務課法務文書室

定期第 3 9 3 0 号 平成 2 8 年 7 月 8 日 発行

## 目 次

### 【告示】

番 号	表 題	担当課名
4 6 6	利用料金の額の変更を承認した件	次世代育成・ 青少年課
4 6 7	特定第二号漁業者の同意が漁業災害補償法 に規定する要件に適合すると認める件	水産振興課
4 6 8	土地改良区の役員の退任及び就任について 届出があった件	農林水産基盤整備局 農山漁村振興課
4 6 9	道路の区域を変更する件	道路整備課
4 7 0	特定調達契約について一般競争入札に付す る件	同

徳島県告示第四百六十六号

徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例（昭和四十八年徳島県条例第四十八号）第十四条第二項後段の規定に基づき、徳島県青少年センターの利用料金の額の変更に  
ついて次のとおり承認したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年七月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例別表その一の表に掲げる体育室等の  
利用料金の額  
変更前

区 分	単位			利用料金の額		
	午前	午後	夜間	青少年	青少年以外の者	
第一小会議室及び第二小会議室（一室につき）	一、四三〇円	一、九五〇円	一、七四〇円			
	二、八七〇円	三、九〇〇円	三、四九〇円			
第三小会議室及び第四小会議室（一室につき）	一、四三〇円	一、九五〇円	一、七四〇円			
	二、八七〇円	三、九〇〇円	三、四九〇円			

変更後

区 分	単位			利用料金の額		
	午前	午後	夜間	青少年	青少年以外の者	
第一小会議室	一、四三〇円	一、九五〇円	一、七四〇円			
	二、八七〇円	三、九〇〇円	三、四九〇円			
第二小会議室及び第三小会議室（一室につき）	一、四三〇円	一、九五〇円	一、七四〇円			
	二、八七〇円	三、九〇〇円	三、四九〇円			

IT学習室の利用料金は、廃止する。

二 適用開始年月日

平成二十八年七月八日

徳島県告示第四百六十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第四項の規定により、次の加入区の特定第二号漁業者の同意が法第百八条第二項に規定する要件に適合すると認めるので、公示する。

平成二十八年七月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

法第百四条第二号に掲げる漁業

加入区の名称	加入区の区域	漁業の区分
鞆浦加入区	鞆浦漁業協同組合の地区	ぶり定置漁業及び釣り又ははえ縄を使用して営む漁業（使用する漁船の合計総トン数が十トン以上二十トン未満のもの）以外の漁業（使用する漁船の合計総トン数が十トン未満のもの）
椿泊加入区	椿泊漁業協同組合の地区	底びき網を使用して営む漁業（使用する漁船の合計総トン数が十トン以上二十トン未満のもの）
伊座利加入区	伊座利漁業協同組合の地区	法第百四条第二号に掲げる漁業

徳島県告示第四百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、土地改良区の役員の変更及び就任について届出があったので、同条第十七項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年七月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 土地改良区の名称

楠根土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理事	松崎克弘	松崎克弘	阿南市楠根町津越一六九一
同	湯浅和彦	湯浅和彦	同 美濃谷四七一
同	森 正	森 正	同 七浦一〇一
同	長町隆市	長町隆市	同 菖蒲五
同	松崎雅彦	松崎雅彦	同 助峰一一
監事	湯浅正男	湯浅正男	同 盛大三五
同	湯浅雅史	湯浅雅史	同 津越一六二二

徳島県告示第四百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、平成二十八年七月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 一般国道

路線名		区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
同	同	三好市東祖谷栗枝渡一五八番一 地先から 同 下瀬二三三番一 地先まで	四三九号	新	九・六〇四八・二 四・三〇一六・二	三六六・九 四五五・四
				旧	四・三〇一六・二	四五五・四

徳島県告示第四百七十号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年七月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 入札に付する事項

1 調達件名及び数量

道路情報板制御システム開発業務 一式

2 調達件名の特質等

道路情報板制御システム開発業務仕様書（以下「仕様書」という。）に指定する特質等を有すること。

3 業務委託期間

契約締結日の翌日から平成二十九年三月二十四日まで

4 納入場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県県土整備部道路整備課

二 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、1から7までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査を受け資格を有すると認められた者であること。

3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。

4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づき更生手続開始の申立て、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき再生手続開始の申立て又は破産法（平成十六年法律第七十五号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

6 一の1に掲げる調達件名と同種の業務の履行実績がある者であること。

7 この業務に係る入札説明書（仕様書、契約条項等を含む。以下同じ。）の交付を受けた者であること。

三 入札手続等

1 担当部局

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県県土整備部道路整備課管理・利活用担当（電話〇八八 六二一 二五四七）

## 2 入札説明書の交付の期間、場所及び方法

### (一) 期間

平成二十八年七月八日（金曜日）から同年八月十七日（水曜日）まで（県の休日（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く。）の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

### (二) 場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県県土整備部道路整備課管理・利活用担当

### (三) 方法

無料で配布する。

## 3 入札参加資格を有するかどうかの審査の申請

(一) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書、契約履行実績調書及び添付書類を(三)に掲げる提出場所に持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、(二)に掲げる提出期間内に必着のこと。）により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならぬ。

### (二) 提出期間

平成二十八年七月八日（金曜日）から同年八月十七日（水曜日）まで（県の休日を除く。）の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

### (三) 提出場所

郵便番号七七〇 八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県県土整備部道路整備課管理・利活用担当

### (四) 提出部数

一部とする。

## 4 入札及び開札の日時及び場所

### (一) 日時

平成二十八年八月二十九日（月曜日）午前十時

### (二) 場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県庁八階八〇四会議室

(三) 郵送（書留郵便とし、(一)に掲げる受領期限までに必着のこと。）による場合の入札書の受領期限及び宛先

### (1) 受領期限

平成二十八年八月二十六日（金曜日）午後五時

### (2) 宛先

郵便番号七七〇 八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

## 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

## 6 入札保証金及び契約保証金

(一) 入札保証金

免除

(二) 契約保証金

要

## 7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 二に規定する入札参加資格のない者のした入札  
指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて封書の表面に「何々入札書在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名押印のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) 委任状を持参しない代理人が行つた入札

(八) その他入札に関する条件に違反した入札

## 8 落札者の決定方法

徳島県契約事務規則（昭和三十九年徳島県規則第三十九号）第十八条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。落札となるべき同価の入札を行った者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

## 四 契約手続に関する事項

### 1 契約書作成の要否

2 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県県土整備部道路整備課管理・利活用担当

徳島市万代町一丁目一番地

3 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 五 その他

1 詳細は、入札説明書による。



2 問合せ先

郵便番号 770-8570

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県国土整備部道路整備課管理・利活用担当（電話〇八八 六二二 二五四七）

六 Summary

- 1 Subject Matter of the Contract  
Development of a Road Information Device Management System
- 2 Period for the Submission of Tenders  
Hand delivered submissions: August 29, 2016 by 10:00 a.m.  
Submissions by mail: Must be delivered by 5:00 p.m. on August 26, 2016.
- 3 For further information, please send all enquiries to the following address  
Tokushima Prefectural Government  
Roads Infrastructure Division, Prefectural Land Management Department  
1-1 Bandai-cho Tokushima City, Tokushima Prefecture, Japan 770-8570  
Tel. 088-621-2547